

## 手広中学校プール循環浄化装置点検仕様書

本仕様書は、プール循環浄化装置保守点検業務の概要を示すものであり、軽微な事項又は本書に記載なき事項にあっても、当該機器の保守に努め、委託業務を実施しなければならない。

### 1 施行場所

手広中学校（鎌倉市手広字西ヶ谷 878 番地 39） 西鎌倉小学校共用

### 2 点検時期及び回数

#### (1) 始業点検（プール使用開始前） 1回

4月1日から6月30日までの間で本市が指定する日

#### (2) 終業点検（プール使用終了後） 1回

プール終業日から9月30日までの間で本市が指定する日

### 3 作業時間

原則、8時30分から17時00分までの間に実施すること。

### 4 点検範囲

#### (1) 共通事項

ア 運転及び水質状況点検

イ 各部油廻り、配管、配線及び弁類点検

ウ 各部清掃及び調整

#### (2) 電気関係

制御盤、操作盤（各種スイッチ及び表示灯）及びヒューズの点検

#### (3) ポンプ・モーター関係

ア 回転状況点検

イ グランドパッキン点検

#### (4) 濾過装置関係

ア 濾材状況点検

イ 集毛機、滅菌機、圧力計、バルブコック等機械点検

ウ 漏水点検

### 5 作業員

プール循環浄化装置の点検及び整備に精通した者であること。

### 6 安全対策

作業にあたっては、十分な安全対策を講じたうえで実施すること。

### 7 緊急措置

作業中において機器に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を講じるとともに、遅滞なく状況及び事後措置を本市に連絡し、その指示に従って復旧に努めなければならない。

### 8 完了報告

業務完了後、速やかに委託業務完了届（点検報告書添付）を提出すること。

### 9 その他

受託者は、本仕様書に基づくほか、本市の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。